

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白石市長 山田 裕一

市町村名 (市町村コード)	宮城県白石市 (42064)	
地域名 (地域内農業集落名)	小原集落 (小原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月11日	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

小原地域は市内でも高齢化が進んでおり、高齢化に伴う経営面積の縮小や、離農による遊休農地化、農業委員会による非農地判定が増加している。また、山間部を切り開き農地としたため、急傾斜地にある農地が多く、畦畔が高い、水利が悪い、土地の区画整理がされていないなど、条件不利地が多いことから、農地の売買、貸し借りも進まず、担い手となる若者も少ない。

また、後継者となる若い世代の多くが地域を離れて生活をしており、同居している場合でも農地を手放したいという意見が多い。

この他有害鳥獣被害(サル、イノシシ等)も深刻化しており、遊休農地が増加することによる農地の荒廃が危惧されていることから、抜本的な対策が必要とされている。

【地域の基礎的データ(令和5年度アンケート回答者数を基に算定)】

農業者:57人(うち50歳代以下0人)、法人0社

主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き地域内の後継者の育成や、他地域からの担い手の確保を行政、農業協同組合、土地改良区等の関係機関(以下「関係機関」という。)と協力して実施する。

また、有害鳥獣被害を受けにくく、高齢者でも作業がしやすく手間が少ない作物の検討を行い、地域の新しい特産品となるよう、研修会の開催や普及活動を関係機関と協力し進めていく。

山間部では畜産農家が牧草地としている部分も多いため、畜産業との連携も視野に入れ、農地の耕作、保全に努める。

このほか、沼田集落や中北集落では中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を引き続き活用し、農地の保全、管理に努める。

なお、同じ小原地域内であっても集落ごとに農地条件が異なり、問題も多様化していることから、引き続き意見・情報を話し合う場を年に1回以上開催し、問題点の洗い出し、解決を図っていく。

小原地域地域計画の愛称は「あまつかプラン」。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	137	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	137	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】		ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農振農用地内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その他の農地については、土地所有者、耕作者が引き続き耕作・管理等を行う区域とする。
--

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に農地の集積・集約を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
現在、利用権設定で契約を結んでいる農地が大半であるが、更新の際に農地中間管理機構の契約、もしくは農地法3条の契約となることの周知を図る。これにより、農地中間管理事業の認知度を上げていき、地域内における農地中間管理機構の利用率向上を目指す。
(3) 基盤整備事業への取組方針
昭和60年代から平成元年にかけて地域内の一部農地にて基盤整備事業を行ったが、基盤整備した箇所を含め現在担い手が不足している状況から、今後基盤整備事業の検討も含めて、引き続き地域と慎重に協議を継続する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、関係機関との連携を密に行い、小原地域の農地が集積・集約できる事業体へ成長できるよう、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。また、農業者間での交流を密に図り、多種多様な農業経営に対応できるよう地域、関係機関が協力し情報の収集・提供を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在育苗等の一部事業を農業支援サービス事業者へ依頼している農業者もいるが、さらに活用できる制度等があるのか確認し、事業委託を視野に入れた検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

鳥獣被害防止対策については、電気柵やワイヤーメッシュの設置等で被害防止を図るとともに、白石市鳥獣被害対策実施隊(猟友会)との連携による駆除を進める。特にサル・イノシシ等の農作物へ重大な影響を及ぼす恐れが高い有害鳥獣については、関係団体と協力し小原地域に特化した被害防止計画を立て、被害防止を進める。また、被害にあわない環境づくりも重要であるため、遊休農地の発生防止や誰も収穫しない果樹の伐採等の計画を立てられるよう、地域内での意見を取りまとめ合意形成を図る。
